

平成28年西東京市教育委員会第11回定例会会議録

- 1 日 時 平成28年11月22日（火）
開会 午後2時03分 閉会 午後3時00分
- 2 場 所 田無庁舎5階 502・503会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 前 田 哲
教 育 長 職 務 代 理 者 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
委 員 木 村 俊 二
- 5 出席職員 教 育 部 長 手 塚 光 利
教 育 部 特 命 担 当 部 長 南 里 由 美 子
教 育 企 画 課 長 早 川 礼 成
教 育 部 副 参 与 兼 学 校 運 営 課 長 等 々 力 優
教 育 指 導 課 長 田 中 稔
統 括 指 導 主 事 西 川 幸 延
統 括 指 導 主 事 福 田 忠 春
指 導 主 事 鈴 木 壮 平
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 支 援 課 長 渡 部 昭 司
社 会 教 育 課 長 岡 本 範 子
公 民 館 長 大 橋 一 浩
教 育 部 副 参 与 兼 図 書 館 長 奈 良 登 喜 江
- 6 事務局 教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 長 倉 本 直 子
教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 主 査 和 田 克 弘
教 育 支 援 課 教 育 相 談 係 長 宮 崎 洋 子
- 7 傍聴人 0人

平成28年西東京市教育委員会第11回定例会議事日程

日 時 平成28年11月22日（火）午後2時から
場 所 田無庁舎5階 502・503会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第40号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第41号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 4 議案第42号 西東京市立学校給食運営審議会への諮問について
- 第 5 報告事項 (1) 平成27年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告
(2) 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定の答申（文化庁文化審議会）について
- 第 6 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成28年第11回定例会
(11月22日)

午 後 2 時 03 分 開 会

議事の経過

○前田教育長 ただいまから平成28年西東京市教育委員会第11回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は米森委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田教育長 それでは、本日は米森委員にお願いいたします。

○前田教育長 日程第2 議案第40号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大橋公民館長 議案第40号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の提案理由を説明申し上げます。

本議案は、西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の規定を整備するものでございます。

2枚目をおめくりください。新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。改正案に沿って、主な改正点を説明いたします。

第2条に、第3項として、新たに副主幹の職を規定しております。また、同条第5項として、主査の職を規定しております。続きまして、同条第7項では、主任の職を規定しております。

なお、本規則は、公布の日から施行するものでございます。

簡単ではございますが、以上が説明となります。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論を終結します。

これより議案第40号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○前田教育長 日程第3 議案第41号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○奈良図書館長 議案第41号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の提案理由を説明申し上げます。

本議案は、西東京市図書館設置条例施行規則の規定の整備を行うものでございます。

2枚目の新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

主な改正点でございますが、第17条の第3項では、館長補佐、副主幹、主事の職を規定するものでございます。

第18条に、第2項として、新たに館長補佐及び副主幹の職務について規定するものがございます。

なお、本規則は、公布の日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論を終結します。

これより議案第41号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○前田教育長 日程第4 議案第42号 西東京市立学校給食運営審議会への諮問について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○等々力学校運営課長 それでは、議案第42号 西東京市立学校給食運営審議会への諮問について説明申し上げます。

提案理由といたしましては、西東京市立中学校における給食の調理方式について、西東京市立学校給食運営審議会に諮問する必要があるためでございます。

1枚おめくりください。

諮問文でございます。諮問事項といたしましては、西東京市立中学校における給食の調理方式についてでございます。西東京市の中学校給食につきましては、親子方式による完全給食を実施しておりますが、ひばりが丘中学校の建替えにあたり、一時的に中原小学校が仮校舎として使用するという特殊事情を鑑み、校舎内に給食室を設置し、ひばりが丘中学校を自校式給食といたしました。

今回、学校給食運営審議会に諮問する内容といたしましては、今後の小・中学校の改築時には、改築方法にふさわしい給食室の施設・設備、あるいは親子校の間での喫食数の増減に応じた施設の整備などが今後求められてくるというふうに考えております。また、今後の学校給食の経費についての課題、そういったものなど、現在の親子給食方式を継続するにあたっての様々な課題について答申をいただくための諮問を予定しているものでございます。

今後の予定でございますが、平成28年11月28日に諮問を行った後、おおむね4回から5回程度の審議を行い、現在の審議会委員の任期が終わる平成29年8月に答申をいただく予定にしております。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○森本委員 例えば、青嵐中は、建て替えたときに、給食室ができるような配管がされているというような話を聞いたことがあるんですけども、今後、例えば、そういうところで青嵐中を自校式にしていくというような考えが出てくるというようなことはあり得るのでしょうか。

○等々力学校運営課長 そういった具体的な内容の諮問をするわけではなく、今後の親子給食を継続していくにあたっての課題についての答申をいただくという形ですので、青嵐中ですか、そういった個別の中学校の給食をどうするんだということは考えていません。

○森本委員 でも、今後、建て替えるときに、例えば、中学校を新しくしたら、自校でできるような設備を必ず組み込んでいくのかどうかみたいなことは、そこで一応議論をしていただくというような形になるのでしょうか。

○等々力学校運営課長 親校である小学校と、子校である中学校で建て替えるときには、こういった課題があるのかというところの課題出しをお願いしたいと思っております。

○前田教育長 ほかに質疑はございませんか。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論を終結します。

これより議案第42号 西東京市立学校給食運営審議会への諮問について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○前田教育長 日程第5 報告事項に入ります。

(1) 平成27年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について、を議題といたします。

○福田統括指導主事 私から平成27年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について報告させていただきます。

資料を御覧ください。本調査は、西東京市立小・中学校を対象として、平成27年度における「暴力行為」「いじめ」「長期欠席（不登校）」等の実態を把握するために実施したものでございます。暴力行為及びいじめにつきましては私より、不登校につきましては教育支援課長より報告させていただきます。

まず、暴力行為でございます。

前年度は、発生件数がゼロであったため、小・中学校とも増加となりました。加害児童・生徒でございますが、小学校では4年生が多い傾向が見られますが、中学校では、学年での差異は見られませんでした。暴力行為の4形態のうち、最も多いのは器物損壊であり、小学校の75%、中学校の67%と大半を占めております。

これまでも、暴力行為のない学校づくりに向けて、人権尊重の精神を基盤に、児童・生徒に対するきめ細かい生活指導の徹底を図り、未然防止及び再発防止に努めているところでございます。各学校における取組の一層の充実に向けて、校長会議、生活指導主任会、人権教育推進委員会等におきまして、指導・助言を行っております。

今後は、現在、全公立学校に既に設置されております、学校と地域や関係機関との緊密な連携のもとに、個々の問題行動の事例に対応するための組織「学校サポートチーム」をより実効性のあるものとし、暴力傾向のある児童・生徒に対して、保護者や関係機関と連携した個別指導や支援を行い、再発防止の充実を図ってまいります。また、教員が児童・生徒への理解を深めるとともに、児童・生徒に対する自身の感情をコントロールする力を育成するため

に、スクールカウンセラー等の心理職を講師とした校内研修を実施するよう、教育指導課、教育支援課が連携し、学校への指導・助言及び支援を行ってまいります。

続きまして、2枚目でございます。いじめについてです。

認知件数は、小学校59件、中学校19件と、小・中学校とも前年度より減少しております。学年別認知件数を見ますと、小学校では6年生、中学校では1年生が多い傾向にあります。いじめ発見のきっかけといたしましては、小学校では「アンケート調査」が最も多く、42%を占めているのに対し、中学校では「学級担任が発見」が26%、「本人からの訴え」が21%となっております。いじめの態様といたしましては、小・中学校とも、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、小学校では80%、中学校では63%を占めております。次に、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりしてたたかれたり、蹴られたりする」が多く、小学校では25%、中学校では16%となっております。なお、「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」は、小学校では0件、中学校では1件ございました。

これまでの取組といたしましては、西東京市いじめ防止対策推進条例を策定し、いじめ防止対策推進法の理念の具現化への道筋を示し、西東京市いじめ防止対策推進基本方針及び学校いじめ防止基本方針において、市、教育委員会、学校、家庭、関係機関等が相互に連携し、いじめ問題に関わる対策の総合的かつ効果的な推進を図ってきたところです。また、いじめ問題への対応力の向上を図るため、生活指導主任に対するスペシャリスト研修をはじめ、管理職や初任者等の職層に応じた研修、希望者を対象とした教育相談研修などを実施してまいりました。市内全校において、15日以内の解決を目指した統ルール「いじめ対応 西東京の約束」を推進しております。今年度から、6月、11月及び2月を「西東京市いじめ防止強化月間」と位置づけ、いじめ問題に関する意識啓発やいじめアンケートを実施したり、これまでの取組を検証し、改善を図ったりする契機と定め、校長会議等を通じ、各学校における取組の充実を図っております。

今後も、一人ひとりの教員のいじめに対する感受性を一層高め、どんな軽微ないじめも見逃さず、的確に認知できるようにするとともに、全ての教職員が「学校いじめ対策委員会」の趣旨と役割を正しく理解し、組織的な対応にあたるようにするため、研修の充実と学校への指導・助言を行い、市全体のいじめ問題の対応力の向上を図ってまいります。また、スクールカウンセラーを含む教職員による相談機能の充実を図るとともに、子どもたち自身がいじめ問題の解決に向けて行動できるようにするため、学校への指導・助言及び支援を行ってまいります。そして、各学校において、西東京市いじめ防止対策推進条例等に基づいた組織的な対応が漏れなく確実に行われているかを「学校いじめ対応チェックリスト」の活用状況や学校訪問における対応状況をもとに、学校への指導・助言を行ってまいります。

教育指導課からは以上でございます。

○渡部教育支援課長 続きまして、次のページになります。4、不登校の状況につきまして、教育支援課より報告させていただきます。

この調査の不登校の定義でございます。表のグラフの下、囲みの部分になります。「不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が

登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること」としております。数値といたしましては、平成28年度学校基本調査の「理由別長期欠席者数」——これは平成27年度中に連続または断続的に30日以上欠席した児童・生徒の数になります。その中で、また、病気や経済的な理由以外の不登校を理由とした数値として挙げております。

上の左の表になります。調査結果の表の数値でございます。小・中学校別といたしまして、発生学校数、人数、出現率、学校復帰となっております。小学校は、発生学校数は18校全校になります。人数としては55人、出現率は0.59、学校復帰は12人となっております。中学校は、発生学校数が9校全校、人数137人、出現率が3.39、学校復帰は25人となっております。小学校・中学校を合計しますと、人数は192人、学校復帰は37人となっております。

右のグラフでございます。3年間の不登校の出現率の推移になります。丸が中学校、四角が小学校になります。小学校では、平成25年度は0.42ということで、人数といたしましては39人、学校復帰は10人。平成26年度は0.57、人数としては53人、学校復帰は10人。平成27年度は0.59、人数は55人で、学校復帰10人でございます。中学校は、平成25年度3.66、人数といたしましては147人、学校復帰は15人。平成26年度は3.11、人数としては125人、学校復帰19人。平成27年度は3.39、人数としては137人、学校復帰25人です。小学校・中学校の合計では、平成25年度186人、学校復帰27人。平成26年度は178人、学校復帰29人。平成27年度は192人、学校復帰37人となっているところでございます。

次に、(1)の特徴でございます。小学校では、前年度に比べまして、低学年では減少しておりますが、高学年で増加したということで、人数といたしましては、ほぼ横ばいという状況でございます。中学校の増加につきましては、主に1年生の増加によるものです。

不登校対策委員会で対策している中学校1年生の不登校対策の成果といたしましては、小学校時代に不登校経験のあった児童が、中学生になって登校を継続できている事例も多く見られる一方で、小学校時代に不登校経験がない児童が、中学生になってから不登校になる事例というのも目立ってきている状況です。その背景といたしまして、本人の課題や家庭的な要因など、ある一定の傾向が明確になってきておりまして、小学校におけます児童の対応が重要であるというふうに考えているところです。不登校になった要因といたしましては、不安ですとか無気力が上位になります。また、いじめを除く友人関係をめぐる問題や学業不振、家庭に係る状況などというところになっているところです。さらに、一人ひとりの背景を捉えますと、家庭の環境的な要因ですとか、本人の発達に関する課題なども含まれることが多いことがうかがわれております。また、これも例年そうなんですけれども、これらが複雑に重なっている状況でございます。記載にはございませんけれども、学校復帰に関しましては、年々増加傾向にあると分析しております。

続きまして、(2)のこれまでの取組でございます。小学校・中学校の連携といたしまして、中1不登校未然防止対策の不登校対策委員会を設けて実施しているところでございます。これは、年間5回でございますけれども、適応指導教室ですとかニコモルムなどの指導員も含めまして、対策に努めているところでございます。また、教育相談による専門的な立場から、教員や保護者への助言、保護者及び児童・生徒へのカウンセリングや心理療法の実施、就学相談による適切な就学に向けた学校や保護者への助言なども行っております。適応指導

教室や不登校ひきこもり相談室では、児童・生徒の心の安定や個に応じた学習指導、コミュニケーション能力や社会性の指導、家庭訪問や体験活動による社会との接点の提供などによりまして、学校等への復帰のための支援を行っているところでございます。

次に、(3)の今後の対応でございます。各学校では、教育支援システムを活用しまして、複数の教員での気付きの共有と背景の理解を深めまして、教員の役割と具体的な支援策を明確にしていくことが必要になります。また、学校と保護者が、対応方針等につきまして、共通の理解を図りまして、丁寧に連携するということが大切になります。また、不登校による学業不振がないように、補習授業や学習相談日を設けるなどの対応も図ってまいりたいと思っています。教育委員会といたしましては、教育相談センターを中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スキップ教室ですとかニコモルームなど、専門機関と適切な連携を深めまして、さらに、就学前の児童に対する相談を充実させていくことによりまして、適切な就学の促進や情緒発達の支援などにも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○森本委員 いじめのところで質問なんですけれども、中学校では、「学級担任が発見」と「本人からの訴え」が多いというのがありますけれども、これは、アンケートにも書いてあるけれどもこっちも多いということなのか、中学生になるとアンケートにはなかなか正直に書かないという結果なんですか。

○福田統括指導主事 こちらのアンケートですが、年3回以上実施してくださいということになっております。ですから、実施間隔は若干空くものになります。そのため、教師の感度——いじめを認知する力との兼ね合いもあるかと思っておりますけれども、その間に教員が見つけているという可能性もあると思います。

○森本委員 わかりました。ありがとうございます。

不登校のほうでちょっと質問です。ごめんなさい、前にも聞いたかもしれないんですけども、この数の中には、いわゆる保護者の意思で登校させない御家庭がありますよね、家で勉強は見ます、学校には行かせませんみたいな方の数も入っているのでしょうか。

○渡部教育支援課長 今年度に関しましては、入っていないと認識しています。

○森本委員 わかりました。

あと、この中で、スキップやニコモなどにも全くつながっていない不登校児というものの割合というのはどれぐらいかわかりますか。

○渡部教育支援課長 まず、平成27年度にスキップ教室に入室していた小学生は4人です。中学生は55人です。小学校では7.3%、中学校では40.1%ということになります。

それから、ニコモルームですが、小学生が15人、それから中学生が15人ということでしたので、今、数値は持っていないんですけども——。それ以外に、教育相談等の関係とかもございまして、一昨年度は80%弱だったんですけども、27年度については、若干それが減っているという傾向が出ているのは承知しております。

○森本委員 ということは、全くどこにもつながらず、おうちにいる児童・生徒さんがある程

度の人数いるということになるわけですか。

- 渡部教育支援課長 人数はおりますが、スクールソーシャルワーカーが必ず不登校の児童・生徒について、学校巡回のときに確認をするようにしておりますので、学校とつながって、こちらのほうでは全員把握しているという状況になっています。
- 森本委員 わかりました。
- 宮田委員 最初のところで、「『学校サポートチーム』をより実効的に活用して」ということですから、現在、学校サポートチームというのはあるんですね、きっと。どんなことをやって、これからはどういうふうにすると、これが減るといふふうにお考えですか。
- 福田統括指導主事 学校サポートチームですが、都の教育委員会の指導により、都内の公立小・中学校全校に設置が既に済んでおります。こちらは、子どもの個々の状況に応じて早期解決を図るために組織的対応を行うものです。
- 宮田委員 どなたがメンバーですか。
- 福田統括指導主事 学校の生活指導担当の教員、管理職、養護教諭、勤務日にもよりますがスクールカウンセラー、それから警察の少年係またはスクールサポーターといった警察の方も入ってきます。そういった方々と個々の事例について話し合っ、どうやってその子に支援をしていったらいいのかというのを検討していく会議体です。ただ、全校に設置されているんですが、個々の生活指導の事例が起こったときに効果的に機能しているかというところは、まだまだ改善の余地があるかと思っておりますので、今ある組織を実効的に使うように、校長会議、生活指導主任会等で働きかけてまいりたいと思っております。
- 宮田委員 今までは、どちらかという、何か起こったときの処理をするような感じだったものが、起こる前に手を打とうと。そこが違うところというふうに考えたらよろしいのですか。
- 福田統括指導主事 再発防止も大事なんですけれども、その取組を通して、学校全体の未然防止、こちらを働きかけていきます。
- 宮田委員 だから、起こる前にやると。
- 福田統括指導主事 はい。
- 木村委員 暴力行為と、それから、いじめと不登校について、一つずつ質問させていただきたいと思っております。暴力行為の状況ですが、全国的には、小学校が増加したというふうに新聞では見たんですけども、こうやって見ますと、やはりその傾向は変わらないと、全国的な傾向に似ているということと言えますよね。ただ、問題がそれほど深刻な暴力行為というのは、今、見る限りにおいては起きていないと思うんですが、私が現場にいたところに器物破損が結構多かったんですね。そういったときに、学校が器物破損をした子どもに対して、特に中学生ぐらいになりますと、弁償をさせるということもやったんですが、西東京市の場合には、その辺は学校ごとの判断でやっていらっしゃるということでしょうか。

それから、もう一つ、いじめにつきましては、この前、田無三中のA訪問のときに、生徒会がいじめをなくそうということで、何か取り組んでいたという話を聞いて、すばらしいなと思ったんですが、これは、小学校でも、都内の小学校なんかを見ていると結構やっているんですね。ですから、いじめ問題に対する児童・生徒の意識啓発とか、ここに書いてあ

る「いじめ問題の解決に向けて行動する機会を設定する」というような取組については、是非これからやっていただきたいなど。恐らく、いろいろなところでやっていらっしゃるのではないかなと思います。その様子がもしわかれば教えていただきたい。

それから、最後に、不登校のところ、出現率なんです。これは東京都の平均と比べた場合に、西東京市はどうなのかなということ、ちょっと情報をいただきたいということ、もう一つ、今回の調査では何か30日以上と90日以上という2種類の調査をなさっていると聞いておまして、やはり90日以上となれば深刻だと思うんですね、ほとんど学校に来ないという。30日以上であれば、もしかすると何かの機会に来ることがあると思うんですが、90日以上、要するに長期にわたる児童・生徒の数が全体の中でどの程度の割合に、西東京市の場合、あるのかなと。それによっては、スキップだとかニコモルームだとか、そういったところの対応でかなり改善をされているのかなと思うんですが、その辺の数字がもしわかれば教えていただきたい。この3点です。

- 福田統括指導主事 それでは、冒頭の2点、暴力行為に関わる部分といじめに関わる部分につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の暴力行為で、器物損壊に関わる家庭への弁償を求めらるかどうかという件でございますけれども、こちらは、市として、必ず弁償を求めてほしいとか、求めるなどか、そういったものはございません。市内の小学校でも、器物破損のときの状況を鑑みまして、保護者と相談して、保護者が子どもの見ている前で弁償する姿を見せたほうが、その後の子どもへの指導にも効果的であるという場合には、家庭と連携して弁償させる、そういった場面もございます。それは、事例ごとに学校と保護者が連携をとりながら進めているところでございます。

2点目の、いじめ問題に関わって、子どもが中心となる働きかけというところでございますけれども、中学校の生徒会の動きにつきまして、三中のA訪問のときのお話が出てきましたけれども、市内の児童会・生徒会、そういった取組の中で、標語のコンクール、ポスターのコンクール、それから、大きな壁画を作っていじめ防止を訴えてみる、あとそれから、いじめのことについて考えさせる劇をやってみて仲間同士で考えさせる、そういったことをやっている学校は幾つもございます。11月は、市のいじめ防止強化月間でもございますので、このいじめ防止強化月間を始めるにあたりまして、市内の各学校の通知に、子どもたちが主体となる活動につきましても盛り込んでおります。やはり大人側からの働きかけに加えて、子どもたち自身の気持ちの動きというところをしっかりと育てていくところが大事だと思っておりますので、そのところは重視して指導のほうを進めております。

私からは以上でございます。

- 渡部教育支援課長 では、不登校の状況につきまして、東京都との比較になりますけれども、出現率につきましては、東京都は小学生で0.49、本市の場合は0.59ですので、0.1ポイント高いということでございます。それから、中学生につきましては、東京都は3.33で、本市の場合には3.39ということで、0.06ポイント高いと考えております。

それから、不登校の中で90日以上という数値ですけれども、小学生につきましては27人、それから、中学生につきましては89人ということになっております。これは、小学生でいえ

ば50%弱ということになります。中学生につきましては、かなり高い数値になっております。

- 米森委員 いじめ関連で3点ほどよろしいでしょうか。認知と解消で、1件ずつ、それぞれまだ解消されていませんけれども、これはどういうふうに今推移している——終わったかどうかということと、それから、いじめの対応で、パソコンや携帯電話の比率が低い、これはいいことなんですけれども、直感的にはこういうものが多いのかなと思ったものですから、低いので、それはそれでよろしいかと思うんですが、何か学校で、SNS東京ルールとか、そういうものを作られたのは今年度ですかね。そういうものもありますので、今年度は、ほとんどこの傾向は変わらないのでしょうかというのが二つ目です。

それから、もう一つは、数字を見ますと、いじめと不登校の関連で、いじめによる不登校というのは、西東京市では事例としてはあまりないというふうに考えてよろしいのですか。不安、無気力の方が不登校になっているケースが多いというふうに考えていいのでしょうか。

- 福田統括指導主事 まず、私のほうから2点、いじめの未解消の部分とインターネットが関わるいじめに関しての御質問にお答えをさせていただきます。

いじめの未解消として、年度末に1件ずつ、小学校・中学校で挙げられておりますけれども、これは両方とも2月から3月にかけて、3学期の終わりに認知したものでございます。こちらは、年度を越えて、両方とも平成28年度の年度当初の4月中に解消しております。

2点目のインターネットが関わるいじめの案件でございますが、今年度、本市は小学校ゼロ、中学校1と、少ない数ではございますけれども、例えば、LINEなんかで行われていますと、外から見えないところになりますので、この数というだけで安心してはいけなく考えております。先ほど、委員御指摘のSNS東京ルール、それから、それに基づいた学校ルール、家庭ルールというルールを作るんですけれども、ルールを作るときには、子どもたち自身がこれを守りますと、子どもたち自身の決まりとして作っていく、それが学校ごとのルール、家庭ごとのルールでやっていくんですが、それが本当に行われているのかどうかというようなところは、やはり子どもとの接点がある学校を中心にしっかり見ていく必要があるかと思っております。インターネットが関わるいじめにつきましては、今後も継続して、校長会議、生活指導主任会等で意識啓発のほうをしてまいりたいと思っております。

今年度も減っている傾向は続いているのかという御質問なんですけれども、スクールアドバイザーのところ、いじめを認知した場合には、必ず学校から報告が上がっておりますが、SNSが関わるものが小学校・中学校とも既に報告されており、対応しているところでございます。

以上でございます。

- 渡部教育支援課長 不登校といじめの関係性ですけれども、いじめという数値として出ているもので不登校というものを直接的に認知するのはなかなか難しいところがございます、例えば、教育相談の中でそういうような話は出てくる場合がございますけれども、それが直接的な要因なのかどうか、先ほど申し上げたように、いろいろなものが複合的に積み重なって不登校の状況にあるので、そこが直接的に関係性があるのかどうかというのは、認識できないところもございます。

- 米森委員 個別に見ないと、なかなかわからない——。

○田中教育指導課長 いじめによる不登校は重大案件で、ある一定日数になりますので、先だって1月に御審議いただいたとおり、上がってきたものについては、教育委員会のほうに報告をさせていただいて、新しい条例に基づいた対応ということが4月1日以降始まりますので、当然、90日のような大きなものになりましたときには、調査を行い、しかるべき処置をとっていくというようなことになっておりますので、なかなか表出しづらいということについては、今、教育支援課長のほうから答弁いただいたところなんですけれども、手続上は皆さんに御審議いただくところまで調査をしていくということをやりますので、よろしく願いしたいと思います。

○宮田委員 直接は関係ないんですが、携帯電話を持っている児童及び生徒はどのぐらいとか調べてありますか。

○福田統括指導主事 すみません、今、手元にデータはありませんが、全国学力・学習状況調査の質問紙調査の中でそちらの項目が入ってございましたので、該当学年につきましては、そちらの数は把握しております。

○宮田委員 イメージとしてはどうだったんですかね。全くわからないのですか。

○福田統括指導主事 少々お待ちください。

○西川統括指導主事 所持率からしますと、年々増えている傾向にあります。

○宮田委員 いや、だから、今、いじめが割合少ないのは、所持率がまだ一般的に普及していないからなのかなと思って、それでお聞きしたんですけれども。相当、8割ぐらいの子どもが持っているにも関わらずだったら、大変結構な話だなというふうに思うんですけれども、それが2割ぐらいだったら、少ないのは当然というか――。その辺もちょっと調べていただいて。単純に数が少ないのは、なぜかというのを調べて――。要するに、結果だけは皆さんおっしゃるんですが、どうしてなのかという部分をもう少し調べていただくと、いろいろなことがわかってくるのかなというふうに思うんですけれども。

それから、話はちょっと違いますが、最近、青森のほうで、女の子が踊りを踊った後、10日後に自殺したとか、それからほかにもあったんですが、なかなか教育委員会が調査してもわからないと。つい最近もどこかで、いじめた子どもの名前まであったんだけど、それも教育委員会がわからないとかという――。それはきっと、加害者と思われる子の人権とか何とかもいろいろ考えての結果なんだろうとは推測はしているんですが、いつもなかなか報告書ができないということで非難されているんですよね。ですから、私は、どうしてなのかも調べておいて、もしこちらで不幸にして起こった場合でも、どうなのかということが速やかに出せるようなシステムを作っておく必要があるのではないかと思うんです。どうしてほかの市町村はなかなか結論が出せないのかというところは何か御意見ありますか、既に。

○田中教育指導課長 まず、西東京市はスクールアドバイザーという制度を改めて作りました。そのことにより、かなり教育委員会の報告については、抵抗感がなくなり円滑になっているという印象があります。毎日のように私のところにいろいろな報告が上がりますが、その中では非常に深刻なものもあります。例えば、複数の男子が1人の女子を冷やかし、からかいをやっていたということ。そして、今回、全学校に通知したのは、その過程の中で、冗談であったとしても、ライターの中に入っている圧電素子で脅かしたような案件もありました。

それについても、全ての学校で、そういうようなことがあったんだということを共有いたしました。そういう情報発信をできるだけすることで、今、委員の御指摘いただいたところについて、仮に途中であったとしても、比較的早い段階で情報を共有していくということで再発は防げます。ほかの子どもに嫌な思いをさせたという段階で情報共有していくというようなことはさせていただいています。

それから、2点目は、今回、市の条例あるいは基本方針では、いじめた側についても、しっかりと、ただ叱るだけではなくて、教育相対的アプローチをしていくということを位置づけていまして、スクールカウンセラーの方に御協力いただきながら、きめ細やかに原因等もあたっていくというような、そういうように示していますので、今、報告させていただいたチェックリストの中にも、そのようなことがしっかりできているかというようなことについてチェックする項目等も設けております。今年条例を運用した年度でありますけれども、今言ったようなことがこの後も続けられますように、引き続き情報提供と、それから啓発等をしていきたいなと思っています。

- 宮田委員 今の、要するに、ほんのわずかなときにちゃんと注意するというのは、極めて大事だと思うんですね。特に、個人的な――。言うほうは冗談でも、言われるほうはすごく傷つくということがありますので、だから、嫌な冗談は言わないようにとか、そういう指導をよくしていただくと。それから、今みたいに、大したことではないと一瞬思われても、そういうビリビリとするようなことは絶対いけないとか、事前のことは是非今のようにやっていただくと、究極的なところまでいかないで済むと思いますので、是非お願いいたします。
- 高橋委員 では、ちょっと気になっていることで、今、宮田先生がおっしゃったことにも関連しますけれども、今、報道されている、福島から避難してこられた方へのいじめがあって、それをずっと我慢していて、誰も気が付かなかったということなんですけれども、まず、西東京市では、福島から避難されてきた方へのいじめみたいなことは出てきていますか。
- 田中教育指導課長 今現在、学校からの情報はないです。しかし、発災当時は、かなり意識はしていました。どの自治体もそういうものについてはケアをしていたんですけれども、数年たって、こういうことがあったことについては、やはり驚いています。直近の管理職の会議等で、このあたりはしっかりと、もう一度、その当時のことを思い出しながら見つめていくということについては、私どもとしてもしっかりと伝えていきたいなと思っています。
- 宮田委員 横浜市長が教育委員会及び学校関係者を呼んで嚴重注意したようなんですけれども、新聞報道が正しければ、相当、100万円以上のお金を取られているんですね。それを言っているにも関わらず、学校が取り合わなかった。警察も事件性がなかったというような評価をしたと。その辺はどう思われますかね。私は事件だという気がするんですけれども。是非見解をお聞きしたいんです。
- 田中教育指導課長 他自治体のことですから、全ての情報がわかった上でのコメントはできませんけれども、少なくとも私どもは、日常的に警察であったりとか、あるいは心理職であったり、または子ども家庭支援センター等、例の中学生の自死案件以降、かなり強いパイプを持っていますので、私どもの懸念はしっかりと警察にも伝えさせていただきますし、そのあたり、情報をとどめずに、全て連携をしていきたいというのは、先ほど統括指導主事が答

弁したとおりです。同様のことがもしあった場合には、私どもは、基本的にはありとあらゆる資源を使いながら究明をしていき、皆さんに報告していきたいというふうには考えています。

- 宮田委員 そのうち明らかになると思うんですが、是非、ならなくても事務的に調べていただいて、どうして百数十万円が事件性でなかったのかとか、そして、教育委員会にも訴えたというんですが、それがどうして取り上げられなかったのかというところも——。過去にあったことをきちっとリサーチしておいて、そうじゃないようにするというふうにしなくて、いつもNewだから、できなかったと。実はNewじゃないんだけど、そこを怠っていたからなんですけれども。やはりそういうものを調べておいていただいて、それに類似したときに直ちに対応できるようにお願いしたいと思うんです。報告をここで、どうしてなのかね。私にはちょっと理解ができないんですが、ほかにも特殊な要素があったのかどうか、教えていただきたいと思います。
- 田中教育指導課長 積極的に情報を集めて、皆さんに提供できますように頑張っていきたいなと思っています。
- 高橋委員 すみません、しつこいようなんですけれども、いじめはやはり発見が大事だと思うんですが、アンケートの内容をちょっと確認させていただきたいんですが、いじめがあった場合は、周りの子どもが見たり聞いたりしている場合が多いというふうに聞くんですけれども、その質問事項はアンケートの中にありますか。
- 福田統括指導主事 アンケートの作りなんですけど、自分自身のことを言うものもありますし、目撃していた、もしくは話を聞いた、そういったことも答えるような設問になっております。
- 宮田委員 一度、見せてもらったら。
- 高橋委員 そうですよ。匿名でないと言いつらいと思うんですけれども、その辺は配慮されていますよね。今、宮田先生がおっしゃったように、また見せて——。
- 福田統括指導主事 申し訳ございません。調査方法なんですけれども、基本的には記名式で実施しております。ただ、聞き取りをするときには、その子のいろいろな状況等を鑑みて、丁寧に聞き取りのほうは進めているところです。
- 高橋委員 記名式のもの、場合によっては匿名でもアンケートをとるといような方法ももしかしたら必要になってくるのかなとも感じますので、考えていただけたらと思います。
- 福田統括指導主事 ありがとうございます。
- 前田教育長 その辺は、アンケート用紙も含めて、きちっと説明するほうがいいかもしれないので。我々としたら、とにかく万全の態勢でやりたいというのが基本姿勢なんですけど、当然、まだ、皆さんからすると、不十分だという御意見もあるでしょうから、そこは積極的に情報提供をして、共通認識を作っていきましょう。
- 宮田委員 それで、例えば記名だと、「あの子とあの子がどうだった」と言うと、それを先生に言いつけている——何というか、道徳的にちょっと嫌なことをほかの人に知らせているというイメージが出るから言えないとか、そういうようなこともあるので、どういうふうにしたらちゃんととれるのかというものを、それこそ心理学者なんかに聞いた上でやったほ

うがいいのではないかと思うんです。それで、何回もやるとか。私はよく知らないんですけども、どういうふうにしたらいいかについては。子どもの立場に立って、言えるようになるにはどうしたらいいかということが必要だと思うんですね。形式的に、アンケートをとりました、それで誰もありませんでしたというのは簡単ですけども、どういうことだったから言えなかったのかとか、過去にそういうことはあると思うんですよね。そういうものをきっと調べた学者なんかもいると思うので、私はアンケートのとり方も極めて大事だと思います。

- 田中教育指導課長 一応、重大案件を受けて、ある程度、どの自治体でもアンケートをとるようになっており、東京都から示されてくる例示等についても名前はついています。また、約束事としては、これは保管年限が決まっているものになります。つまり、数年間とっておいて、そして、何か後から重大な、子どもが亡くなるような案件があったときに、それが一つの証拠であったり、あるいは追及すべきものとしての扱いもありますので、そういう中から、今現在は記名という形でさせていただいています。今後、例えば、広く多くの情報を集めるあり方として無記名のものを取り入れて、それに加えていったほうがいいのではないかというような御提案もあったと思いますから、そちらについては、今、宮田委員のほうからありましたけれども、その効果等をうまく考えながらやっていきたいなと思います。

なお、私どもの調査は、ほかの自治体と少し違ってまして、自死案件があった後に、児童虐待に関わって、本人が訴える、そのようなチャンネルとしても何か工夫ができないかというような、教育委員会で、その当時、そういうような御指摘を受けましたので、例えば、学校の外でも自分自身で嫌な思いはしていないかというような内容を問う独自のものがありまして、そのことを含めまして、今現在、記名式ということになっています。ですから、加えていくあり方、あるいは効果的なあり方を研究する中で、今の調査を埋めていく何かがあればというふうに思っておりますので、少し広く情報を集めていきたいと思っています。

- 宮田委員 最近、そういうアンケートで大間違いしたのが、クリントンさんとトランプさんなわけですよね。「トランプ支持」と言うと、ちょっと自分が教養がないと思われるから言わなかったと。その結果、すごく差が——選挙人の差ですけども、選挙人で差が出ているわけです。それと同じようなことも、記名することによって、「あの子とあの子はあるのではないかと思うけれども、自分ははっきりしない」というので言わないとか、それから、「近いから言わない」とか、出てくる可能性もあるので、やはりアンケートのとり方というのは、今度の大統領選挙と同様に極めて——。それだけで信じることはミスをおかすことがあると思うんです。だから、統計学者がやってもだめなのかもしれませんが、心理学者に聞いたほうがいいかもしれませんけれども、いじめについては、また独特のものがあるのではないかと思いますので、そういうものも、だから、調査費を計上してやったらいいのではないかと思うんですけども。

- 前田教育長 教育支援課ともよく相談して、とにかく感度を高めて事前にしっかりいじめの状況を把握することが大事なので、それはアンケートに限らないこともあると思うので、少し、どういう取組をしているかについては整理させていただいて、また御報告させていただければと思います。

- 宮田委員 アンケートも、どんなアンケートの仕方をしているのかを。
- 前田教育長 それも含めて、また相談させていただければと思います。
- 木村委員 すみません、もう一つ質問ですが、市独自のいじめ防止強化月間というのを年間3回やっていらっしゃると。すばらしいと思うんですけども、これは、東京都のふれあい月間とは連動しているんですか。
- 福田統括指導主事 はい。同じ時期に設定しております。
- 木村委員 そうですか。では、アンケートは東京都のものではなくて、そのときには市独自のものを使ってやっていると。そういうことですか。
- 福田統括指導主事 両方を包含する形で取組のほうを進めてもらっています。
- 木村委員 それが記名式でやっていると。
- 福田統括指導主事 アンケートですか。
- 木村委員 アンケートです。
- 田中教育指導課長 もともと東京都は、この月間にいじめ防止の重点月間を併せて実施していました。今、少し、この時期は違う扱いをしていますので、私どもは、そうであったとしても、この時期にしっかりやっていくという内容でやっています。
- 木村委員 そうですか。そうすると、子どもたちは年間3回のアンケート調査を記入しているということですよ。今回のデータで、中学校の場合は、アンケートよりも学級担任が発見というのが何か多いような記述がありましたが、恐らくアンケートのほうが、出てくる割合は、全国的には高いと思うんですよ。だから、アンケートの調査というのは、是非これからもしっかりやっていただきたいなというふうに思います。
- 福田統括指導主事 東京都全体ですと、アンケートで発見されるのが4割程度ございます。これまでもお話しいただいたとおり、非常に有効なツールだと思いますので、その有効性をどう高めていくのか、さらに研究のほうを進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。
- 前田教育長 ほかに質疑はございませんか。質疑を終結します。
次に、(2) 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定の答申（文化庁文化審議会）について、を議題といたします。
- 岡本社会教育課長 それでは、下野谷遺跡に係る国史跡追加指定の答申（文化庁文化審議会）について、を報告申し上げます。
本件の事案につきましては、7月の教育委員会において、意見具申について御協議、御承認いただいたものでございます。定例会において承認をいただいた後、東京都を通して国に申請をいたしました。その後、国において審査をされ、このたび、11月18日（金曜日）に、国の文化審議会から文部科学大臣に指定をすることについての答申が出されたものでございます。
なお、こちらにつきましては、答申の段階でございまして、追加指定は今後の官報告示をもってなされるものでございます。
以上でございます。
- 前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。質疑を終結します。

○前田教育長 日程第6 その他、を議題といたします。教育委員会全般について質問がある方はお願いいたします。質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成28年西東京市教育委員会第11回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 3 時 00 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員